



脱炭素ビルリノベ2026事業

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業

オフィスビルや商業ビル等の既存の建築物において
断熱改修や高効率設備を導入することで
光熱費削減、資産価値や作業環境の向上が期待されます!

**補助対象となる設備費・工事費・設計費の
1/2~1/3を支援します。**

外皮の高断熱化

「断熱窓」、「断熱材」の導入により、
改修後の外皮性能BPIを1.0以下にすること。



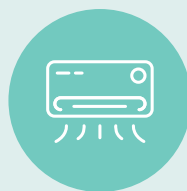
断熱窓



断熱材

高効率設備の導入

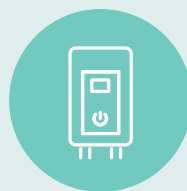
「高効率空調」、「制御機能付きLED照明器具」、
「業務用給湯器」の導入により、一次エネルギー
消費量が省エネルギー基準から用途に応じて
30%または40%以上削減されること。



空調



照明



給湯器

BEMS等の導入

「BEMS等」の導入により、エネルギー使用状況を見える化し、
効率的なエネルギー管理（計測、分析等）を行うこと。



BEMS等

補助対象製品と補助率

経費区分・補助対象製品の補助率は以下をご確認ください。

経費区分	補助対象製品	補助率
設備費・工事費	断熱窓	補助対象経費の1/2
	断熱材	
	空調	
	照明	補助対象経費の1/3
	給湯器	
	BEMS	
	空調(トップ性能枠)*	補助対象経費の1/2
設計費	-	補助対象経費の1/2

※「大きな省エネ性能及び波及効果」が期待され、かつ、「普及が初期の段階(普及率が低い)」である製品

【補助金限度額】 上限額：1事業あたり10億円 下限額：1事業あたり200万円

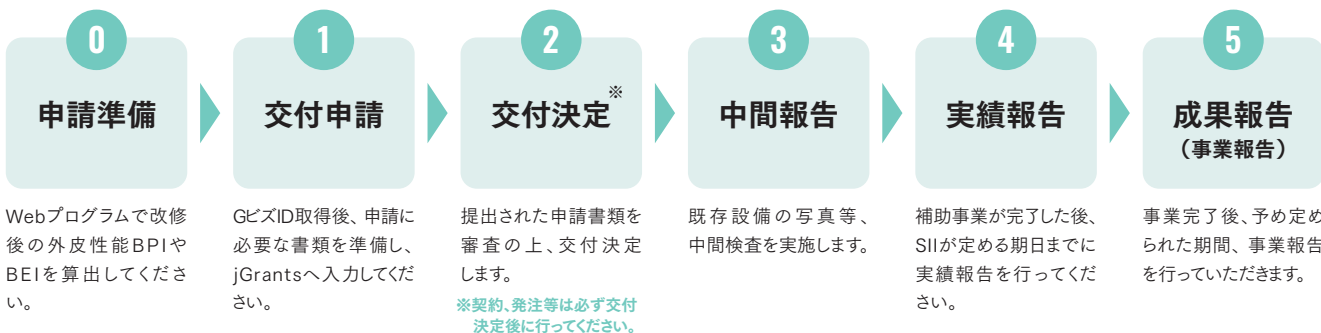
※本事業では最大3年間、年度の切れ目なく事業の実施が可能です。

公募期間

2026年6月4日(木)～2026年11月30日(月)

※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了します。

手順フロー



留意事項

- ・当資料は本事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領等をご確認ください。
- ・補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。GビジネスIDを取得のうえ jGrantsにアクセスし画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- ・補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- ・交付決定した事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- ・事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- ・導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- ・事業完了後、予め定められた期間、エネルギー計測データと共にSIIが指定する先に事業報告を行っていただく必要があります。なお、報告いただいた内容はZEB基準の水準の実現と普及を目的として公表します。
- ・導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第1部 脱炭素ビルリノベ事業担当



0120-102-912

受付時間 10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝除く)



<https://bl-renos.jp/r8/>